

施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり

施策期間

目標達成年度：平成24年度（基準年度：平成20年度）

主管課（課長名）

初等中等教育局初等中等教育企画課（中岡 司）

関係局課 課長名

初等中等教育局教育局財務課（伯井 美德）、同局児童生徒課（磯谷 桂介）、同局国際教育課（中井 一浩）、高校教育改革PT（袖山 禎之）

施策の概要

児童生徒が、家庭環境、居住地域等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育機会を確保できるようにする。

評価

日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導については、達成目標にやや遅れが見られるものの、全体的に順調に進捗したと判断できる。

達成目標

達成目標2-9-1 A（イA、ロA、ハA、ニS）

特別な支援を要する児童生徒の教育機会を確保するために、必要な調査研究や補助事業等を推進する。この効果をはかるため、以下の指標を設定し、教育機会の確保がなされているかどうかについて判断する。

- ・判断基準2-9-1 イ：へき地、市町村合併及び人口の過疎現象に起因する学校統合、過疎地域等において、小中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、地方公共団体がスクールバス等を購入する際に国庫補助申請が行われた事業にかかる補助採択率
- ・判断基準2-9-1 ロ：経済的理由により高等学校等への進学後、修学困難なアイヌ子弟へ北海道が奨学金等の給付を行った経費の一部として、北海道から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率
- ・判断基準2-9-1 ハ：市町村が就学困難な児童生徒の保護者に対して行う就学援助のうち、要保護者に対して行ったものとして、市町村から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率
- ・判断基準2-9-1 ニ：中学校夜間学級調査研究校のうち、学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実が見られた学校数の割合

<判断基準イ>

・へき地児童生徒援助費等補助金

| | |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 判断基準イ | へき地、市町村合併及び人口の過疎現象に起因する学校統合、過疎地域等において、小中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために、地方公共団体がスクールバス等を購入する際に国庫補助申請が行われた事業にかかる補助採択率 |
| | S = A = 補助採択率 100% B = 補助採択率 80%以上 100%未満 C = 補助採択率 80%未満 へき地児童生徒に係る支援は、達成目標の達成に向けて必要十分な措置（申請の全てに対 |

| | |
|--|----------------------------------------------------|
| | して採択)を目指すものであり、判断基準として、「S(想定した以上に達成)」という区分は想定されない。 |
|--|----------------------------------------------------|

スクールバスの購入について、138台分(90市町村)の国庫補助申請があり、補助要件を勘案した結果、申請のあった全てについて国庫補助している。その結果、過疎地域等における児童生徒の通学条件が緩和された。

(指標・参考指標)

| | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 補助採択率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

(指標に用いたデータ・資料等)

「補助採択率」

(作成:文部科学省)(作成又は公表時期:平成21年度)(基準時点又は対象期間:各年度中)

(所在:文部科学省)

<判断基準ロ>

・アイヌ子弟高等学校等進学奨励費(高校・高専,大学)

| | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 判断基準ロ | 経済的理由により高等学校等への進学後、修学困難なアイヌ子弟へ北海道が奨学金等の給付を行った経費の一部として、北海道から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率 |
| | <p>S =</p> <p>A = 国庫補助申請件数に対する交付決定率 100%</p> <p>B = 国庫補助申請件数に対する交付決定率 80%以上 100%未満</p> <p>C = 国庫補助申請件数に対する交付決定率 80%未満</p> <p>北海道の行うアイヌ子弟高等学校等進学奨励費への補助は、達成目標の達成に向けて必要十分な措置(申請の全てに対して採択)を目指すものであり、判断基準として、「S(想定した以上に達成)」という区分は想定されない。</p> |

平成20年度においては、北海道からの国庫補助申請(2件)が行われたものに対して、交付要綱に則り審査した結果、申請のあった全てについて交付決定している。その結果、経済的理由により修学が困難なアイヌ子弟の、高等学校等へ通学に対する財政的支援が図られた。

(指標・参考指標)

| | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 補助採択率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

(指標に用いたデータ・資料等)

「補助採択率」

(作成:文部科学省)(作成又は公表期間:平成21年度)(基準時点又は対象期間:各年度中)

(所在:文部科学省)

<判断基準ハ>

・要保護児童生徒援助費等補助金

| | |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 判断基準ハ | 市町村が就学困難な児童生徒の保護者に対して行う就学援助のうち、要保護者に対して行ったものとして、市町村から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率 |
| | <p>S =</p> <p>A = 国庫補助申請件数に対する交付決定率 100%</p> <p>B = 国庫補助申請件数に対する交付決定率 80%以上 100%未満</p> <p>C = 国庫補助申請件数に対する交付決定率 80%未満</p> <p>市町村に対する要保護児童生徒援助費補助は、達成目標の達成に向けて必要十分な措置(申請の全てに対して採択)を目指すものであり、判断基準として、「S(想定した以上に達成)」という区分は想定されない。</p> |

平成20年度においては、市町村からの国庫補助申請(1,265件)が行われたものに対して、交付要綱に則り審査した結果、申請のあった全てについて交付決定している。その結果、就学が困難な児童生徒の保護者に対する財政的支援が図られた。(指標・参考指標)

| | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 補助採択率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

(指標に用いたデータ・資料等)

「補助採択率」

(作成：文部科学省) (作成又は公表期間：平成21年度) (基準時点又は対象期間：各年度中)
 (所在：文部科学省)

<判断基準二>

・中学校夜間学級に関する実践研究

| | |
|-------|----------------------------------------------------|
| 判断基準二 | 中学校夜間学級調査研究校のうち、学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実が見られた学校数の割合 |
| | S：80%以上 A：50～80%未満 B：20～50%未満 C：20%未満 |

本調査研究校のうち、学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実が見られた学校数の割合は100%であり、想定した以上に達成されていると判断する。

(指標・参考指標)

| 中学校夜間学級調査研究校のうち、学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実が見られた学校数の割合 | 年度 | 20 | 21 |
|----------------------------------------------------|------------------|------|------|
| | 中学校夜間学級調査研究校数(ア) | | 35校 |
| 改善充実が見られた学校数(イ) | | 35校 | 35校 |
| 割合(イ/ア) | | 100% | 100% |

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「中学校夜間学級調査研究校のうち、学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実が見られた学校数の割合」
 (作成：文部科学省) (作成又は公表時期：平成21年度) (基準時点又は対象期間：各年度中)
 (所在：文部科学省)

達成目標2-9-2 B

外国人の児童生徒に対する教育支援体制を整備することにより、日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実を図る。

評価指標については、日本語指導が必要な外国人に対して実際にどれだけの支援が行えたかが重要であることから、この効果を計るため、以下の指標を設定する。

- ・判断基準2-9-2：公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合

| | |
|------|-----------------------------------------------------------|
| 判断基準 | 公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒数の割合 |
| | S = 90%以上 A = 85%以上 B = 80%以上 C = 80%未満 |

「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」によると、平成20年度の公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数のうち、学校で日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒の割合(D)が84.9%であったので、評価結果をBとした。

文部科学省では、基本的な日本語指導等を行う初期指導教室の実施や母語が使える支援員の配置など、外国人児童生徒の学校への円滑な受け入れを促進するための事業(帰国・外国人児童生徒受入促進事業)に取り組んでおり、平成19年度と比較すると1.4%改善したが、未だに15.1%の外国人児童生徒が日本語指導等を受けていない現状がある。

平成21年度においては、同事業の指定地域数が平成20年度と比較して28地域増加したことから、日本語指導等特別な指導を受けている外国人児童生徒数(C)は増えているものと推測されるとともに、これまでの傾向から日本語指導が必要な外国人児童生徒数(B)も増えているものと推測されるが、上記調査は平成20年度から隔年実施に改めたことにより、(B)及び(C)のデータがなく評価できないことから、平成20年度のデータで評価した。

(指標・参考指標)

| | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
|-------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 公立学校に在籍する外国人児童生徒数(A) | 70,345 | 69,284 | 70,936 | 72,751 | 75,051 | - |
| (A)のうち、日本語指導が必要な外国人児童生徒数(B) | 19,678 | 20,692 | 22,413 | 25,411 | 28,575 | - |
| (B)のうち、日本語指導等特別な指導を受けている外国人児童生徒数(C) | 16,529 | 17,591 | 19,189 | 21,206 | 24,250 | - |

| | | | | | | |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| (B)のうち、(C)の割合(C/B%) (D) | 84.0% | 85.0% | 85.6% | 83.5% | 84.9% | - |
| 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」実施地域数 | - | - | - | 31 | 31 | 59 |

(指標に用いたデータ・資料等)

「学校基本調査」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：毎年度12月)(基準時点又は対象期間：5月1日現在)

(所在：文部科学省ホームページ(URL：http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm))

「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：隔年度7月頃)(基準時点又は対象期間：9月1日現在)(所在：文部科学省ホームページ(URL：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/1279262.htm))

達成目標2-9-3 A

海外在留邦人が帯同する子どもの教育環境の改善を図る。この目標が達成されたかについては、「在外教育施設の認定等に関する規程」により認定した在外教育施設(以下、認定施設という。)のうち、国が教員等を派遣している認定施設の割合により、国として認定施設に対して整備すべき教育環境が整備されていると判断しうることから、以下の指標によって判断する。

- ・判断基準 2-9-3：認定施設のうち、国が教員を派遣している認定施設の割合

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 判断基準 | 認定施設のうち、国が教員を派遣している認定施設の割合 |
| | A = 認定施設のうち、国が教員を派遣している認定施設の割合 100% B = 認定施設のうち、国が教員を派遣している認定施設の割合 80%以上 100%未満 C = 認定施設のうち、国が教員を派遣している認定施設の割合 80%未満 認定施設に対する教員派遣は、達成目標の達成に向けて必要十分な措置(認定施設の全てに対して教員派遣)を目指すものであり、判断基準として、「S(想定した以上に達成)」という区分は想定されない。 |

平成 21 年度においては、認定施設(88 施設)の全てに対して教員等を派遣しており、概ね国内と同等の教育環境整備がはかられたといえるため、A と判断した。

(指標・参考指標)

| | | | | | |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 教員を派遣している認定施設の割合(%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 認定施設数 | 84 | 86 | 86 | 88 | 88 |
| 日本人学校の在籍児童生徒数(人) | 17,658 | 18,526 | 18,920 | 19,340 | 18,692 |

児童生徒数については外務省調べ。

(指標に用いたデータ・資料等)

「文部科学白書 2009」 第 2 部第 8 章第 1 節 2. 海外子女教育の充実 (1) 海外子女教育の現状

(作成：文部科学省)(作成又は公表時期：毎年度6月)(基準時点又は対象期間：平成21年度)

(所在：文科省ホームページ(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/06/1294984.htm))

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

個人の人格形成・自己実現、および民主主義社会の不可欠の前提をなす教育は、あらゆる児童生徒に均等に保障される必要があるところ、現実には、家庭環境や居住地域等によって、受けられる教育に格差が生じかねない状況にある。一部の児童生徒が上記のような理由から、教育機会確保の面で不利な立場に置かれることがないよう、適切な支援を実施していく必要がある。

【有効性の観点】

上記のような諸施策の実施により、家庭環境や居住地域等によって教育面で不利益を受けるおそれのある児童生徒に対しても、能力に応じた適切な教育機会を確保することができると考えられる。

【効率性の観点】

(事業インプット)

| | |
|----------------------------|-------------|
| 教育機会の確保に必要な経費 | (平成21年度予算額) |
| ・へき地児童生徒援助費等補助金 | 960百万円 |
| ・アイヌ子弟高等学校等進学奨励費(高校・高専、大学) | 180百万円 |
| ・要保護児童生徒援助費補助金 | 728百万円 |
| ・中学校夜間学級に関する実践研究 | 3百万円 |
| ・帰国・外国人児童生徒受入促進事業 | 301百万円 |

| | |
|------------------------|-----------|
| ・在外教育施設教員派遣事業 | 12,338百万円 |
| ・在外教育施設派遣教員経費の委託 | 9,109百万円 |
| ・高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金 | 48,570百万円 |

（事業アウトプット）

上記のような諸施策を実施することにより、

- ・へき地等に居住している児童生徒の通学条件の緩和、経済的理由により高等学校等への進学後就学困難なアイヌ子弟への進学奨励、必要な就学支援の確実な措置、及び中学校夜間学級における学習指導、生徒指導の充実
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導の充実
- ・海外の日本人学校において国内と同等の教育を行うために必要な教員の配置
- ・経済的理由により修学困難な生徒への支援の充実

などの効果が期待できる。

（事業アウトカム）

上記施策の着実な実施により、教育機会の確保のための特別な支援を行っていくことができる。

施策への反映（フォローアップ）

【予算要求への反映】

基本的には、これまでの取組を引き続き推進。特に、緊急性が高く要望の強い施策については、更なる予算の充実を要求。

【機構定員要求への反映】

定員要求に反映

【具体的な反映内容について】

達成目標2-9-1

へき地児童生徒援助費等補助金、アイヌ子弟高等学校等進学奨励費、要保護児童生徒援助費等補助金については、過去5年間とも、補助要件・交付要綱に基づいて審査した結果、申請のあった全てについて交付決定を行っている。今後も必要な教育機会を確保できるよう、適切な補助を引き続き実施する。

中学校夜間学級における学習指導、生徒指導の在り方などについて改善充実を図っていくため、中学校夜間学級に関する実践研究を引き続き実施。

平成23年度定員要求においては、高等学校等修学支援体制の強化に伴い、高校修学係長1人を定員要求する。

達成目標2-9-2、2-9-3

年々増加する外国人の子どもに対応し、入りやすい公立学校を実現するために、日本語指導や適応支援等の体制整備などに関する取組を推進する。

海外で学ぶ子どもの教育環境の改善のため、在外教育施設への教員派遣事業等を引き続き実施していく。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

行政事業レビューについて（平成22年7月）

<縮減>

- ・海外子女教育推進体制の整備
- ・海外子女教育活動の助成
- ・在外教育施設教員派遣事業等
- ・アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助(大学)

<制度改善等>

- ・アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助(高校・高専)

<現状維持>

- ・へき地児童生徒援助費等補助
- ・要保護児童生徒援助費補助等

具体的な達成手段

| 【事業概要等】 | 【21年度の実績】 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| へき地児童生徒援助費等補助金（開始：昭和34年度 終了： - 21年度予算額：960百万円） | |
| へき地、市町村合併及び人口の過疎現象に起因する学校統合、過疎地域等において、小中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図る。 | 138台のスクールバスについて補助申請（90市町村）があり、その全てについて国庫補助している。 |
| アイヌ子弟高等学校等進学奨励費（高校・高専、大学）（開始：昭和50年度 終了： - 21年度予算額：180百万円） | |
| 経済的理由により高等学校等への進学後修学困難なアイヌ子弟へ北海道が奨学金等の給付を行う場合に、予算の範囲内でその1/2を補助 | 北海道からの国庫補助申請（2件）に対し、交付要綱に則り審査した結果、申請のあった全て交付決定している。 |
| 要保護児童生徒援助費等補助金（開始：昭和31年度 終了： - 21年度予算額：728百万円） | |
| 市町村が行う要保護児童生徒の保護者に対する就学援助に対して、予算の範囲内でその1/2を補助 | 市町村からの国庫補助申請（1,265件）が行われたものに対して、交付要綱に則り審査した結果、申請のあった全てについて交付決定している。 |
| 中学校夜間学級に関する実践研究（開始：昭和46年度 終了： - 21年度予算額：3百万円） | |
| 中学校夜間学級における学習指導、生徒指導の在り方などについて調査研究を行う。 | 夜間学級を設けている中学校を設置している8都道府県の25市区教育委員会に本調査研究を委託し、35校全ての中学校が本調査研究校となった。 |
| 帰国・外国人児童生徒受入促進事業（開始：平成19年度 終了：平成21年度 21年度予算額：301百万円） | |
| 外国人の子どもに対する就学支援や外国人児童生徒等の学校への受入体制の整備等を行う実践研究を実施。 | 外国人の子どもに対する就学支援や外国人児童生徒等の学校への受入体制の整備等を行う実践研究の実施地域数：59地域 |
| 在外教育施設教員派遣事業（開始：昭和56年度 終了： - 21年度予算額：12,338百万円） | |
| 在外教育施設派遣教員等に係る赴任・帰国等の旅費及び在外教育施設において勤務するに必要な衣食住等に充当する在勤手当など、在外教育施設への教員派遣事業等に必要な経費について支出。 | 教員を派遣している認定施設数 88校 |
| 在外教育施設派遣教員経費の委託（開始：昭和56年度 終了： - 21年度予算額：12,338百万円） | |
| 在外教育施設における教員の確保に係る経費を都道府県等に対し委託。 | 教員を派遣している認定施設数 88校 |
| 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金（開始：平成21年度 終了：平成21年度 21年度予算額：48,570百万円） | |
| 経済的理由により修学困難な高等学校等生徒への支援として、授業料減免補助や奨学金事業を実施する都道府県に交付金を支出。 | 都道府県への交付額 48,563百万円 |

（参考）関連する独立行政法人の事業（なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと）

| 独法名 | 21年度予算額 | 事業概要 |
|----------------|----------------|--------------------------------------------------------------------|
| 独立行政法人教員研修センター | 1,381,470千円の内数 | 外国人児童生徒教育に携わる教員や校長・教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導方法を主な内容とした実践的な講習会を実施。 |

22年度に開始された事業の概要、予定指標（これらは21年度実績評価の結果に関係するものではない）

| 【事業概要等】 | 【目標・設定予定の指標】 |
|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 公立高等学校授業料無償化・高等学校等就学支援金制度（終了： 22年度予算額： 393,269百万円） | |
| 公立高等学校の授業料を不徴収とし、私立高校等に通う生徒に対しては就学支援金を支給。 | 高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。 |